

平成30年度 地域活動への助成金

(助成金名称 : コミュニティ提案型まちづくり事業交付金)

募集要項

地域をより良いものにしていこうという皆さんの活動を助成金により応援しています。

応募受付期間

2月1日(木)～2月23日(金)

豊明市 市民協働課

1 助成金の目的

コミュニティ提案型まちづくり事業とは、市民の福祉向上や地域のまちづくりに貢献する、もしくは、行政だけで解決できない地域の課題を図るため、区や町内会などの地域組織が取り組む事業について財政支援を行うものです。

なお、コミュニティ提案型まちづくり事業交付金は、エネルギーK(株)の「太陽光発電屋根貸し事業における地域貢献事業」を財源としています。

2 対象団体

区または町内会などの地域組織

3 対象事業

市内において地域組織が実施する地域社会活動で、下記①または②に該当する事業

①地域組織が、自主的及び主体的に企画し、市民の福祉向上又は地域のまちづくりに貢献する拠点設置などの多世代交流事業

②市が抱える社会的又は地域的な課題の解決に資する事業

※年度内に完了する新規の事業とします。ただし、既存事業であっても、事業内容がモデル的な事業又は新たな展開を図ると認められるものは認められます。

※次のいずれかに該当するものは応募することができません。

- ア、構成員等の親睦又は趣味的な活動を目的とするもの
- イ、事業の主たる部分を飲食費等が占めているもの
- ウ、単発的なイベント等、活動に継続性が見込めないもの
- エ、特定の人又は団体の利益を目的とするもの
- オ、営利、宗教又は政治活動を目的とするもの
- カ、調査及び研究のみを目的とするもの
- キ、その他市長が交付対象事業として適当でないと認めるもの

4 対象経費

対象となる経費は下記のものとしします。

科目	経費の種類
人件費	対象事業に係るスタッフ等の人件費
報償費	講演会の講師への謝礼など
旅費	交通費など
消耗品費	事務用品、材料、資材の購入費等
食糧費	お茶代等（懇親会費等は除く）
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作製、印刷等の費用
燃料費	ガソリン等の購入費用
光熱水費等	電気、ガス、水道料等
通信運搬費	郵送、宅配費等必要な通信費
手数料	口座振込み手数料等
保険料	事業等の開催時に加入する保険料等
使用料・賃借料	施設使用料、物品の賃借料、通行料金等
委託費	専門的知識、技術等を要する業務の外部への委託費用
備品購入費	事業に必要とする事務器具等で管理が確実にできる備品の購入にかかる経費
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

《事業収支予算書に関するお願い》

事業収支予算書は、提案事業を正確に評価できるよう、積算根拠をできるだけ詳しく記載してください。収支計画の的確さも選考ポイントの一つになります。

※特にお願いする点

ア、人件費について

- ・賃金の月額、日数、時間単価や期間、時間など算出の根拠
- ・総括責任者、スタッフ、アルバイトなど、事業に携わる人材の区分と人数等

イ、備品購入費について

- ・カタログ、業者見積書等の算出根拠となる資料を添付してください。

ウ、印刷製本費について

- ・冊子、チラシの作成や調査結果の製本などの製作物がある場合には、算出の根拠となる単価や枚数等を明記してください。

《対象とならない経費の例》

ア、参加者個人が負担すべきもの（事業終了後に個人の所有となる教材費及び材料費並びに食事代）

イ、領収書などにより、支出の内容が確認できない経費

5 参加費等の徴収について

参加者等から実費程度の負担金を徴収したり、提案団体の自己資金を追加したりして事業費にあてることができます。なお、交付金以外の収入を見込んだものの不足が生じたときは、提案団体が不足分を負担することとなります。

6 交付金、採用予定事業数

助成額	事業実施交付対象経費の10分の10以内の額で、1事業あたりの上限額は 15万円 とします。(千円単位)
助成回数	1団体あたり同一内容の事業につき、1回のみ
助成予定件数	1件

採用予定事業は、平成29年度予算総額内での決定となるため、申請金額を下回って交付することもあります。交付金の支払いは、原則として事業完了後に行います。ただし、交付決定した額の10分の7を上限とし前金払いすることができます。

7 提出書類 提出方法

(1) 提出期限

2月1日(木)～2月23日(金)

(2) 提出書類

- ア、コミュニティ提案型まちづくり事業企画書(様式第1号)
- イ、事業計画書(様式第2号)
- ウ、事業収支予算書(様式第3号)
- エ、団体の概要調書(様式第4号)
- オ、団体の定款、規約又は会則

(3) 提出方法

期間内に市民協働課まで直接持参してください。

(午前8時30分～午後5時15分まで。土日祝日を除く。)

(4) 提出書類の公開

提出いただいた書類一式は、会員名簿等プライバシーに係わる部分を除き、市民協働課において公開します。

8 事業実施から完了までの流れ

応募書類提出

2月23日（金）まで

市民協働課窓口へ提出してください。

審査会、審査結果通知

3月中・下旬

審査会をおこないます。公開審査は行いません。
審査結果は文書にて通知します。

市と団体との協議

3月下旬

事業内容を市と協議します。

交付申請

交付金交付決定

交付金申請手続きします。

事業実施

事業実施にあたっては、市と十分に協議しながら行ってください。

実施完了 実績報告

3月31日までに完了

事業完了後すみやかに実績報告書を提出してください。実績報告会を3月下旬に予定。

交付請求書の提出

交付金の支払い

原則として交付金は事業完了後の支払いとしますが、一部を前払金とすることもできます。

9 審査方法

(1) 審査会

- 事業の採択は、豊明市コミュニティ提案型まちづくり事業交付金審査会にて決定されます。
- 市民協働課から審査に必要なため、若干の聞き取りを行う場合もあります。ご了承ください。採択の結果は、3月下旬ごろ文書でお知らせします。

(2) 審査基準

次のような観点から審査します。

項目	内容
地域課題解決力	交付事業としてふさわしい公益性があるか。
当事者性・先進性	市民ならではの発想や着眼のよさ、先駆性、工夫があるか。
実行力	事業のねらい、規模、工程、担当者、成果目標などが明確か。企画した事業を確実に実施に移していくことが可能か。法令違反はないか。
企画力	企画立案能力を備えているか。書類作成能力など事務力があるか。
費用対効果	事業収支予算書の記載内容や積算根拠は妥当か。収支計画に不明瞭な点はないか。事業総額が成果に照らし妥当か。
継続性	団体の成長につながる事業か。将来性のある事業か。活動を継続していくことのできる団体であるか。

10 事業の実施

(1) 着手	• 事業は、交付決定後から実施してください。
(2) 実施	• 事業に要した費用について、領収書等を受け取り、支出がわかるようにしておいてください。事業完了後に提出していただきます。
(3) 完了	• 事業が完了したときは、すみやかに次の書類を提出してください。 ① 実績報告書（事業活動報告書、収支決算書、領収書の写し） ② 交付金請求書
(4) 共有	• 事業成果を市民の方に広く紹介するため、平成31年3月頃に実績報告会を開催予定です。

11 その他

事業の変更

基本的に、交付決定した内容で事業を実施していただきますが、諸般の状況の変化により、実施ができなくなった場合、または事業内容の変更が必要となった場合には、変更申請が必要となりますので、必ず事前に市民協働課にお知らせください。変更する内容によっては、交付金額を変更する場合があります。

過去の採択事業

《平成27年度採択事業》

団体名：二村台4区

事業名：「木曜カフェ“アベリア”」開設による区民の交流の活性化

一高齢者の孤立の防止と災害時の「共助」を機能させるために

事業内容：区民が自由に集い、飲み物やお菓子を提供しながら、交流できるカフェを開設。開設に伴い必要となるテーブルや冷蔵庫、カーテン等の備品を本交付金で購入し、誰でも気軽に立ち寄れるカフェを区民のボランティアによって運営。

《平成28年度採択事業》

団体名：阿野区

事業名：災害時等要援護者救出支援事業

事業内容：区内で登録のある災害時要援護者の救出をスムーズに行うために、民生委員や区役員との合同会議や、AED訓練等を実施。一目で救出者と分かるよう着用するベストとキャップや、救急医療ボトルを本交付金で購入し、災害に備える体制づくりを進める。

《平成29年度採択事業》

団体名：勅使台区 地域交通改善実行委員会

事業名：地域交通課題に対する改善活動（交通弱者に対する改善モデル事業）

事業内容：公共交通の利便性が悪いという地域課題に対して、住民主導で行政、事業所と連携し、公共交通の付加価値向上を試みる。公共交通改善によるマイカー送迎頻度を削減し、交通渋滞を緩和する等により、移動効率の良い、快適な輸送網の確立、学生、高齢者の移動自立化を目指す。

問合せ先

豊明市役所 市民生活部 市民協働課 協働推進係（市役所東館2階）

〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1

TEL0562-92-8306 FAX0562-92-1141